

令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務（長期継続契約）に関する質問事項への回答

令和6年12月19日 受付分

No.	質 問 事 項	回 答 内 容
1	公告 2 参加資格要件 (8) 本業務契約後、速やかに奄美市内に支店若しくは営業所等を設置とありますが、業務開始までに設置するということでしょうか。	必ず業務開始までに設置する必要はありません。 法人住民税や法人事業税等を納税出来る体制を速やかに手配してください。
2	公告 5 参加表明書の提出 (4) カ 国税及び地方税の納税証明書は発行3ヶ月以内であれば写し可でしょうか。また地方税とは委任先の都道府県及び市町村のものでしょうか。	参加表明書提出日から3ヶ月以内に発行した写しで問題ありません。 地方税も委任先のもので構いません。
3	実施要領 P.3 「7 提案書の書式等」で「ウ 副本には提案者名が特定できる名称、記号等を記載しないこと」とありますが、正本は提案者名が特定できてもいいという解釈でよろしいでしょうか。	その解釈で構いません。
4	実施要領 P.8 「7 提案書の書式等」で正本、副本とありますが、それぞれA4フラットファイル等で提出してもよろしいでしょうか。	A4フラットファイル等で提出して構いません。
5	要求水準書 P.20 2(6) 「運転・維持管理に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと」とありますが、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	一例ですが、クレーンの休止届や使用再開届等の申請等（計量器を除く）を委託者の承諾を得て実施することを想定しております。 廃棄物実態調査のような国・県・市町村から依頼される調査書類等は委託者が対応します。

6	要求水準書 P24 「7 受託者の負担費用」において、薬品類やセメント、流動砂等がありますが、薬品類の内、浸出水処理施設で使用する凝集助剤及び脱水助剤は受託者の負担に含まれますか。	受託者の負担に含みます。
7	要求水準書 P.25 7(9) 「受託者が使用する車両・重機等に係る諸費用」につきまして、修理費用は含まれますか。	修理費用も小規模修繕にあたると考えております。
8	要求水準書 P.29 4(2) プラットフォーム監視の業務内容で、持ち込まれた方の荷下ろし等の作業も含まれるのでしょうか。	可燃プラットフォームには委託者負担により監視員を付けていますが、ごみ収集車から可燃ピットへ直接投入されるごみは可燃プラットフォーム側からは確認が出来ないため、クレーン作業中での出来る範囲での監視・問題発生時の報告等を想定しております。 荷下ろし作業等は想定しておりません。
9	要求水準書 P.30 4(3) 「④その他、委託者が受入れた処理困難物の解体」につきまして、処理困難物の解体の対応が可能かどうかの判断は委託者で行って頂けるのでしょうか。（受け入れたものによっては解体に手間がかかる等業務に支障が出る場合がある）	今後、委託者が検討して、受け入れると判断した処理困難物の解体を想定しております。
10	要求水準書 P.31 4(8) ウ 見学者対応業務で「見学者対応補助」とはどのような内容なのでしょうか。	見学者の案内等の対応は委託者が担当します。 クレーン操作等を見学する際に見学者からの質問への回答等を見学者対応補助と考えており、見学時に同行して頂くことは想定しておりません。

11	要求水準書 P.33 1 「次の商品を受け入れる際は、その商品の使用効果を判断するための分析を行い、その結果を委託者に報告する」とありますが、現在使用している薬品の変更を行った場合に分析調査を行うということによろしいでしょうか。また、その際の分析費用は受託者負担でしょうか。	毎年、飛灰用重金属固定剤の溶出試験結果報告書と冷却水処理剤の試験報告書を薬品業者から提出して貰っております。 今後も環境への影響等を考慮して、毎年分析結果の報告をお願いします。 分析費用は受託者負担として考えております。
12	要求水準書 P.33 2 消耗品、備品類の調達管理において、総額3年間で30,000千円とありますが、各年度の清算は行わず、毎年10月に調達計画の見直しを提出するということがよろしいでしょうか。	委託料に含めているため各年度で別途精算は考えておりません。 毎月、1ヶ月間の購入品の実績報告と毎年10月に調達計画を見直したものを提出して下さい。
13	要求水準書 P.33 3 無償での貸与期間（現在のリース期間）終了後、同一車両をリース切替により引き継ぐことは可能でしょうか。	リース期間終了後は車両を返却しますので、可能だと思います。 リース切替の件はリース業者とご相談ください。
14	要求水準書 P.35 5 小規模修繕において、総額3年間で18,000千円とありますが、各年度の清算は行わず、毎年10月に修繕計画の見直しを提出するということがよろしいでしょうか。	委託料に含めてあるため各年度で別途精算は考えておりません。 毎月、1ヶ月間の修繕の実績報告と、毎年10月に修繕計画を見直したものを提出して下さい。
15	要求水準書 P.40 表3 機能確認のうち、焼却施設の機能検査に係る費用が受託者負担となっていますが、精密機能検査等外部コンサル会社への委託費用はこれには含まないという解釈でよろしいでしょうか。	その解釈で構いません。

16	要求水準書 P.43 表4 本件施設の植栽管理（剪定枝等の処分）の実施の負担区分欄は委託者・受託者共に○が記されていますが、受託者側は作業をシルバー人材センター等に外的応援を依頼するものでなく、自社社員が刈り払い機を使用して実施する程度の作業という認識でよろしいでしょうか。	基本的には構内の草刈等は委託者側が対応します。 受託者には「煙突を映しているカメラ周辺」、「ポンプ、制御盤周辺」等、運転管理受託者が日常点検のため足を運ぶ箇所の草刈等を想定しております。
17	要求水準書 P.44 別紙4 クレーン法定点検、自家用工作物精密点検、地下タンク機密漏洩点検は2～3年に1回の点検となっていますが、それぞれの点検実施開始年度をご教示ください。	クレーン法定検査：R6年度実施。次回、R8年度予定。 自家用電気工作物精密点検：R6年度実施。次回、R9年度予定。 地下タンク機密漏洩検査：R4年度実施。次回、R7年度予定。
18	要求水準書 P.44 別紙4 浄化槽法定検査、浄化槽保守点検（5人槽）、浄化槽保守点検（30人槽）に係る現行の費用についてご教示願います。	大島地区衛生組合にて閲覧可能です。